

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目 | 質問   | 回答   |  |
|-----|----|--|--|--|
| 001 | 全般 | 渡航(留学、研究・調査、インターンシップ等)する場合に、手続きは必要か。                 | 大阪大学ホームページ「貸与期間中の異動について」内の【在学中の主な手続き】を参照してください。<br>( <a href="https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/term_alter">https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/term_alter</a> ) |  |
| 002 | 全般 | 休学する場合に手続きは必要か。                                      |  |  |
| 003 | 全般 | 休学を延長する場合に手続きは必要か。                                   |  |  |
| 004 | 全般 | 復学する際に手続きは必要か。                                       |  |  |
| 005 | 全般 | 退学する場合に手続きは必要か。                                      |  |  |
| 006 | 全般 | 早期修了・早期卒業する場合に手続きは必要か。                               |  |  |
| 007 | 全般 | 奨学金を途中でやめたい(辞退したい)場合はどうしたら良いか。                       |  |  |
| 008 | 全般 | 奨学金の金額を変更したい場合はどうしたら良いか。                             |  |  |
| 009 | 全般 | 本人の氏名が変わった場合は手続きが必要か。                                |  |  |
| 010 | 全般 | 本人の住所が変わった場合は手続きが必要か。                                |  |  |
| 011 | 全般 | 振込口座を変更したい場合はどうしたら良いか。                               |  |  |
| 012 | 全般 | 連帯保証人・保証人・連絡先に選任した人物を変更したい場合はどうしたら良いか。               |  |  |
| 013 | 全般 | 連帯保証人・保証人・連絡先の情報(氏名・住所・生年月日・続柄・住所)を変更したい場合はどうしたら良いか。 |  |  |
| 014 | 全般 | 第二種奨学金の利率の算定方法を変更したい場合はどうしたら良いか。                     |  |  |
| 015 | 全般 | 転学部(科)する際に手続きは必要か。                                   |  |  |
| 016 | 全般 | 他大学へ編入学するため、編入学先で継続して奨学金を希望したい場合はどうしたらよいか。           |  |  |
| 017 | 全般 | 第二種奨学金の貸与期間を延長したい場合はどうしたら良いか。                        |  |  |
| 018 | 全般 | 書類に記入する学年がわからない。                                     |  | KOAN学籍メニュー「学生住所登録」から現在の学年を確認してください。                  |
| 019 | 全般 | 書類の提出はどのキャンパスの学生センターでも良いのか。                          |  | 特定の学生センターに提出先が指定されていない場合は、全てのキャンパスの学生センターで書類提出が可能です。 |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目     | 質問  | 回答  |
|-----|--------|---|---|
| 101 | 異動願(届) | 辞退の『異動願(届)』と一緒に、『在学届』を提出して良いか。                    | 辞退と同時に『在学届』を提出することはできません。<br>『在学届』は奨学金貸与が終了し、リレー口座加入手続きを完了した後に提出してください。<br>『在学届』の提出方法については、大阪大学ホームページ「奨学金の返還猶予について」をご参照ください。<br>( <a href="https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/defer">https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/defer</a> )   |
| 102 | 異動願(届) | 辞退をしたいが、もしも改めて奨学金を申請する際、選考の不利益になるか。               | 過去の辞退履歴が選考に影響することはありません。  |
| 103 | 異動願(届) | 辞退の『異動願(届)』の「最終受領希望年月」は、いつを書けばよいのか。               | 【奨学金：振込中の方】<br>希望する「最後の入金月」を記入してください。(辞退の『異動願(届)』は「最終入金希望月の2ヶ月前まで」に提出してください。)<br>【奨学金：休止中の方】<br>休止中に(奨学金を復活しないまま)辞退する場合は、「奨学金休止の前月」(最終振込月)を記入してください。  |
| 104 | 異動願(届) | 現在学部3年生だが、飛び級して大学院に進学することになった。奨学金は引き続き貸与を受けられるのか。 | 日本学生支援機構の奨学金は、課程(学部・博士前期(修士)・博士後期(博士)・法科大学院)ごとにそれぞれ別の奨学金として扱われますので、 <b>学部生時代の奨学金を大学院在籍時に引き継いで貸与を受けることはできません。</b><br>貸与中の奨学金については、大阪大学ホームページ「貸与期間中の異動について」内の【在学中の主な手続き】2. 休学、退学等の学籍に関する異動がある場合にて「④早期修了・早期卒業する」を参照してください。<br>( <a href="https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/term_alter">https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/term_alter</a> )<br>なお、進学(飛び級)後の奨学金については、大阪大学ホームページ「奨学生の募集について」をご参照ください。<br>( <a href="https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit">https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit</a> ) |
| 105 | 異動願(届) | 「復活の開始」は「学籍上の日付」と「卒業に合わせる」のどちらを選べば良いか。            | 「復活—記入例」を参照の上、ご自身で選択してください。   |
| 106 | 異動願(届) | 復活後の貸与終期が知りたい。                                    | 復活後の貸与終期は、復活の『異動願(届)』を確認後に日本学生支援機構が決定します。その後、日本学生支援機構が更新した貸与終期は、スカラネットパーソナル( <a href="https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/">https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/</a> )から確認することができます。<br>※スカラネットパーソナル確認時期(目安): 復活を提出してから3ヶ月後(復活提出後、通帳記帳により振込再開を確認できた後)   |
| 107 | 異動願(届) | 復活が承認された場合に通知はくるか。                                | 復活についての通知文書は発行されません。<br>奨学金に関する現在の状態はスカラネットパーソナル( <a href="https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/">https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/</a> )から確認することができます。<br>※スカラネットパーソナル確認時期(目安): 復活を提出してから3ヶ月後(復活提出後、通帳記帳により振込再開を確認できた後)  |
| 108 | 異動願(届) | 復活が認められたことをどのように確認したらよいか。                         | 復活についての通知文書は発行されませんので、以下の方法で復活が認められたかをご確認ください。<br>1. 奨学金振込口座の通帳を記帳する<br>2. スカラネット・パーソナル( <a href="https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/">https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/</a> )から確認する<br>※スカラネットパーソナル確認時期(目安): 復活を提出してから3ヶ月後(復活提出後、通帳記帳により振込再開を確認できた後)   |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目     | 質問  | 回答  |
|-----|--------|---|---|
| 109 | 異動願(届) | 復活の提出期限内に学生センターへ行くことができない。どうしたら良いか。                             | 学生センター窓口提出が困難な場合は、豊中学生センターへ郵送で提出いただいても構いません。(押印の上、原本で提出、メールによる画像添付での提出は不可)<br>【郵送先】〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-10 豊中学生センター 奨学金担当宛<br>※「配達記録の残る方法(特定記録 等)」で郵送してください。             |
| 110 | 異動願(届) | 復活の提出期限内に渡航中のため、海外からの復活の提出が困難である。どうしたら良いか。                      | ご本人による復活の提出が困難である場合は、家族の方が代筆、押印の上、郵送で提出いただいても構いません。(復活の『異動願(届)』の押印については、サインでの代用が出来ません。)<br>(郵送先は【質問番号109】参照)  |
| 111 | 異動願(届) | 復活を提出したが、いつ振込されるのか。   | 原則、復活の『異動願(届)』を提出してから、振込が再開するまで、2ヶ月程度(目安)かかります。<br>復活の『異動願(届)』の提出が遅れると奨学金の再開が遅れることがあります。<br>※奨学金の再開の可否(及び復活始期と振込時期)は、復活の『異動願(届)』を確認後に日本学生支援機構が決定しますので、大学では「目安」のみの回答となります。 |
| 112 | 異動願(届) | 予定より早く復学することになったため、「復学願」を提出後、直ちに復活の『異動願(届)』を提出した。奨学金はいつ振込されるのか。 | 原則、復活の『異動願(届)』を提出してから、振込が再開するまで、2ヶ月程度(目安)かかります。<br>※奨学金の復活の可否(及び復活始期と振込時期)は、復活の『異動願(届)』を確認後に日本学生支援機構が決定しますので、大学では「目安」のみの回答となります。  |
| 113 | 異動願(届) | 復活に記入する「卒業期」とは何か。   | 復活記入時点での「最短卒業期」です。復活に記入する「(最短)卒業(予定)期」は奨学金の復活始期や貸与終期に影響しますので、ご自身の「最短卒業予定期」が不明の場合は、所属されている学部・研究科の教務担当へご相談ください。<br>※「卒業期」が空欄のまま、日本学生支援機構へ異動届「復活」を提出することはできません。              |
| 114 | 異動願(届) | 復活に記入する「卒業期」がわからない。   | 復活に記入する「(最短)卒業(予定)期」は奨学金の復活始期や貸与終期に影響しますので、ご自身の「最短卒業予定期」が不明の場合は、所属されている学部・研究科の教務担当へご相談ください。<br>※「卒業期」が空欄のまま、日本学生支援機構へ異動届「復活」を提出することはできません。                                |
| 115 | 異動願(届) | 復活を提出すれば、必ず奨学金は再開するのか。  | 提出された異動届『復活』の記載内容やこれまでの奨学金貸与月数等によって、日本学生支援機構が奨学金の復活可否、復活の場合の復活始期や振込時期を決定します。<br>＜異動届『復活』記載内容の主な事項＞<br>「復活の開始」欄における「学籍上の日付」か「卒業に合わせる」の選択、休学日・復学日、卒業期等                      |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目       | 質問   | 回答  |
|-----|----------|--|---|
| 116 | 異動願(届)   | 復活の提出期限を過ぎてしまった。どうすればよいか。                          | <p>日本学生支援機構奨学金は学籍に連動します。復学(留学終了)後は、奨学金を休止状態のままとしておくことはできないので、それに合わせて奨学金の「復活」か「辞退」の手続きが必要です。そのため、提出期限後であっても、原則、(奨学金の再開希望の場合は)奨学金の「復活」手続きを受付けますが、以下の点に注意してください。</p> <p>&lt;復活希望の場合の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復活の提出が遅れると、奨学金の再開が遅れることがあります。</li> <li>・復学日から3ヶ月以上経過して復活の提出をすると、提出月からの復活となり、奨学金の貸与月数が少なくなることがあります。</li> </ul>  |
| 117 | 異動願(届)   | 奨学金を休止している。今後、「復学」または「学籍上の留学が終了」する場合、復活は必ず提出できるのか。 | <p>日本学生支援機構は「休止の開始時期から実際に復活する月までに2年(※1)を超えることは認めない(2年以内の復活が必要である)」と定めています。(※1:大学院で留学による「休止」は3年。ただし、「休止」の事由が最後まで留学でなければ、3年間の「休止」は認められません。)</p> <p>上記の定めに該当する場合は、「復学」または「学籍上の留学が終了」する前に奨学金の廃止となるため、復活は提出できません。</p> <p>&lt;例&gt;2017年4月1日～2020年3月31日の3年間の休学で、休学と同時に留学していたが、2019年9月30日に留学が終了して帰国し、2019年10月1日～2020年3月31日は留学と無関係の休学になった。奨学金は2017年4月から休止している。</p> <p>→【学部生の場合】2019年4月1日からの休学確定をもって、休止開始2017年4月から2年を超えるため、異動始期2019年4月の「廃止」。(2020年4月からの復活は不可。)</p> <p>→【大学院生の場合】2019年10月1日から留学期間外のため、異動始期2019年10月の「廃止」。(2020年4月からの復活は不可。)</p> <p>&lt;質問番号【115】参照&gt;</p> |
| 301 | 留学奨学金継続願 | 「留学奨学金継続願」とは何か。                                    | <p>日本学生支援機構奨学金を貸与中に海外へ渡航(留学)し、継続貸与を希望する場合に提出する書類です。今後の手続きについて個別に案内しますので、大阪大学ホームページ【在学中の主な手続き】1.海外に渡航する場合をよく読んで、メールで報告をしてください。</p>   |
| 302 | 留学奨学金継続願 | 「留学奨学金継続願」の提出が必要かわからない。                            | <p>大阪大学ホームページ【在学中の主な手続き】1.海外に渡航する場合をよく読んで、メールで報告をしてください。今後の手続きについて個別に案内します。</p>   |
| 303 | 留学奨学金継続願 | 「留学奨学金継続願」を提出したら、必ず承認されるか。                         | <p>日本学生支援機構が「留学奨学金継続願」の記入内容に基づいて承認・不承認を判断しますので、必ずしも承認されるとは限りません。また、同機構の判断基準は公開されていないため、大学において承認の可否を予測することもできません。渡航を計画する際は、奨学金の継続貸与が承認されない場合も視野に入れるように、十分注意してください。</p>   |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目         | 質問   | 回答   |
|-----|------------|--|--|
| 304 | 留学奨学金継続願   | 「留学奨学金継続願」を提出したら、承認・不承認の結果はいつわかるか。                       | 日本学生支援機構が判断に要する期間により異なりますので、大学ではお答えできません。<br>(同機構は留学開始前に承認通知を発行しないものとしておりますのでご了承ください。)   |
| 305 | 留学奨学金継続願   | 「留学奨学金継続願」を提出したら、承認・不承認の結果はどのように通知されるか。                  | “KOAN掲示板(個別連絡)”及び“大阪大学 学生用メール(OUMail)”に連絡します。  |
| 306 | 留学奨学金継続願   | 「留学奨学金継続願」を提出したら、あとは何もしなくてよいか。                           | 提出後に日本学生支援機構により、追加の書類提出や、提出書類の訂正を求められることがあります。<br>また、通常の奨学金に係る手続き(次年度への「奨学金継続願」の提出、返還に係る「リレー口座」加入等)は、所定のとおり<br>に手続きを行う必要があります。                     |
| 307 | 留学奨学金継続願   | 「留学奨学金継続願」が不承認の場合、奨学金はどうなるのか。                            | 原則「休止」となります。<br>※奨学金が「休止」となった場合、奨学金を再開するときは「復活」の手続きが必要です<br>(奨学金「復活」の様式は阪大HP参照:阪大HP/大学案内/日本学生支援機構奨学金/貸与期間中の異動について/「復学する」)。                         |
| 308 | 留学奨学金継続願   | 留学奨学金継続願の提出期間中に大学へ行くことができない。<br>どうしたらよいか。                | 学生センター窓口提出が困難な場合は、豊中学生センターへ郵送で提出いただいても構いません。(メールによる画像添付での提出は不可)<br>【郵送先】〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-10 豊中学生センター 奨学金担当宛<br>※「配達記録の残る方法(特定記録 等)」で郵送してください。 |
| 309 | 留学奨学金継続願   | 「留学奨学金継続願」の「授業料の納付」欄について、大阪大学へ授業料免除申請中の場合はどのように記入したらよいか。 | 「授業料の納付」欄には、「一部」を選択し、余白(「不要」の右側に)「現在申請中」と記入してください。   |
| 401 | 貸与月額変更願(届) | 月額の変更(増額や減額)は絶対に希望通りになるか。希望が認められない場合はあるか。                |  |
| 402 | 貸与月額変更願(届) | 月額変更はいつの入金から反映されるか。                                      | 日本学生支援機構が変更の可否を判断しているため、大学では回答できません。<br>変更可能な場合の、入金への反映は書類提出月のおおよそ2ヶ月後となります。   |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目         | 質問   | 回答  |
|-----|------------|--|---|
| 403 | 貸与月額変更願(届) | 減額に係る「年度内精算」とはなにか。   | <p>当該年度の既に振込確定済の奨学金総額を限度に、減額の始期を遡って処理することです。<br/>           当該年度の振込済総額よりも、変更後の当該年度貸与総額が下回るような減額始期または月額に減額変更することはできません。<br/>           ※『貸与月額変更願(届)』の提出による月額変更適用は、最短で提出の2ヶ月後となります。提出月の2ヶ月後までは変更前の月額での振り込みが確定していますのでご注意ください。</p> <p>(例: 第二種奨学金について)<br/>           9月分まで振込確定済、4月から9月まで月額12万円を借用したため、年度内振込済総額が72万円である。<br/>           ⇒変更後の当該年度貸与総額が72万円以上になる変更のみ可能。<br/>           ○月額3万円に減額⇒減額始期8月まで遡及可能(12万×4ヶ月(※4～7月分)+3万×8ヶ月(※8～3月分))<br/>           ○月額5万円に減額⇒減額始期6月まで遡及可能(12万×2ヶ月(※4～5月分)+5万×10ヶ月(※6～3月分))<br/>           ○月額8万円に減額⇒減額始期4月まで遡及可能(8万×12ヶ月(※4～3月分))<br/> <b>×月額3万円に減額⇒減額始期7月以前は遡及不可(12万×3ヶ月(※4～6月分)+3万×9ヶ月(※7～3月分))</b><br/> <b>=変更後の当該年度内貸与総額63万円&lt;当該年度内の振込済総額72万円</b></p> |
| 404 | 貸与月額変更願(届) | 日本学生支援機構のホームページに「※短期間に増・減額を繰り返すことなどは認められません。」と記載があるが、「短期間」とはどの程度を指すのか。 | <p>具体的な期間は日本学生支援機構から明示されていませんが、2回目以降の月額変更は前回の変更の6ヶ月後以降を目安に行ってください。</p>  |
| 405 | 貸与月額変更願(届) | 奨学金休止中に月額変更を願い出ることは可能か。  | <p>奨学金休止中は月額変更を願い出ることはできません。<br/>           奨学金の復活を願い出る(復活の『異動願(届)』を提出する)際に併せて『貸与月額変更願(届)』を提出してください。</p>  |
| 406 | 貸与月額変更願(届) | 月額変更が承認された場合に通知はくるか。   | <p>月額変更承認についての通知文書は発行されません。<br/>           変更の適用は「スカラネットパーソナル(<a href="https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/">https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/</a>)から確認する」または「通帳記帳により振込金額を確認する」ことができます。</p>  |
| 407 | 貸与月額変更願(届) | 月額変更が認められたことをどのように確認したらよいか。  | <p>月額変更承認についての通知文書は発行されません。<br/>           変更の適用は「スカラネットパーソナル(<a href="https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/">https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/</a>)から確認する」または「通帳記帳により振込金額を確認する」ことができます。</p>  |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目               | 質問   | 回答  |
|-----|------------------|--|---|
| 501 | 「転学部(科)届」        | 転学部(科)後の貸与終期(予定)はいつか。                                | <p>第一種奨学生と、第二種奨学生で異なります。<br/> <b>【第一種奨学生】</b><br/>                     転学部(科)前の貸与年数とあわせて、転学部(科)後の修業年限の年数となります。</p> <p>(例1) 修業年限が同じ学部(科)に転学部(科)し、引き続き継続年次へ進級した場合<br/>                     (例1: 2年次→3年次の転学部(科)した場合。奨学金は4年次で満期(予定)となります)<br/>                     (例2) 修業年限が同じ学部(科)に転学部(科)し、転学部(科)前と転学部(科)後の学年が同一の場合<br/>                     (例2: 2年次→2年次転学部(科)した場合。奨学金は3年次で満期(予定)となります)<br/>                     (例3) 修業年限の異なる学部(科)に転学部(科)し、転学部(科)前と転学部(科)後の学年が同一の場合<br/>                     (例3: 2年次→2年次の転学部(科)。奨学金は5年次で満期(予定)となります)</p> <p>※例1～3の「網掛け部分」は奨学金の貸与期間(予定)です。<br/>                     ※例2・例3の場合、転学部(科)後に日本学生支援機構奨学金を満期終了した後、改めて奨学金の申請が可能となりました。申請方法は通常の申請と同じです。但し、必ず採用されるとは限りません。</p> <p><b>【第二種奨学生】 ※平成28年4月より変更する可能性があります。</b><br/>                     貸与終期(予定)は、転学部(科)以後の修業年限までです。転学部(科)により貸与期間が延長する場合、「転学部(科)届」の「変更後の借用金額(予定)」を記入してください。</p> |
| 601 | 編入学奨学金継続願(編入学の1) | 「編入学奨学金継続願(編入学の1)」の申請条件はなにか。                         | 他大学の同一課程(学部課程)に「編入学」する場合に申請が可能です。なお、「編入学奨学金継続願」が認められた場合の貸与終期は編入学部・学年等により異なりますのでご注意ください(「転学部(科)」と同様。【質問番号501】参照)。また、「入学時特別増額貸与奨学金」の申請はできません。   |
| 602 | 編入学奨学金継続願(編入学の1) | 大阪大学を退学して他大学へ転学する予定だが、「編入学奨学金継続願(編入学の1)」を申請できるか。     | 大阪大学を退学後、他大学へ1年次として新たに入学する、あるいは、編入学するのが同一課程(学部課程)でない場合は、「編入学奨学金継続願(編入学の1)」申請対象となりません(※参照:番号601)。本学での奨学金は「退学」とともに貸与終了となり、新しい学校であらためて奨学金を申請する必要があります。(申請資格・方法については、新しい学校の担当窓口にご確認ください。)   |
| 603 | 編入学奨学金継続願(編入学の1) | 「編入学奨学金継続願(編入学の1)」の提出先は大阪大学か、編入学先の学校か。               | 記入済「編入学奨学金継続願(編入学の1)」は、大阪大学へ提出してください。本学が確認の上、記入済「編入学奨学金継続願(編入学の1)」を承認でき次第、直接、編入学先の学校へ提出します。   |
| 604 | 編入学奨学金継続願(編入学の1) | 「編入学奨学金継続願(編入学の1)」を申請手続きを行えば、編入学先での奨学金の継続は必ず認められるのか。 | 記入済「編入学奨学金継続願(編入学の1)」が承認されるには、本学の承認、編入学先の学校の承認、及び、日本学生支援機構の確認が必要です。いずれかが承認しない場合は、「編入学奨学金継続願(編入学の1)」は認められません。なお、大阪大学を退学後、同機構による「編入学奨学金継続願」の取扱いが決定するまで、奨学金の振込は保留となりますので、ご了承ください。  |

# Q & A

—日本学生支援機構奨学金（貸与期間中の異動について）—

**※ご使用のPDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」でキーワード検索すると便利です。**

| 番号  | 項目            | 質問                                | 回答   |
|-----|---------------|-----------------------------------|--|
| 701 | 第二種奨学金貸与期間延長願 | 「第二種奨学金貸与期間延長願」はどのような場合に提出すれば良いか。 | 「採用時の全貸与予定月数よりも多くの貸与月数を希望する場合(※)」に提出してください。「採用時の全貸与予定月数」は採用時に配布済の「奨学生証」等にてご確認ください。<br>【注意!】「第二種奨学金期間延長願」は大学の確認及び日本学生支援機構の審査があるため、審査の結果承認されない場合もあります。<br><br>※例:4年制学部で1年生より貸与されている場合<br>採用時の全貸与予定月数48ヶ月(12か月×4年)だが、49ヶ月以上の貸与を希望 |
| 901 | 全般            | 上記以外に質問がある。                       | 豊中学生センター奨学金担当(gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp)へ、 <b>奨学生本人</b> がメールでお問い合わせください。<br>(「氏名」、「学籍番号」を明記し、メールの件名は「(問い合わせ内容)について」(例:「異動願(届)について」)とすること)  |
| 902 | 全般            | 質問はなぜメールでしなければならないのか。             | 質問の内容は各人の状況等により多種多様となっています。それぞれの方に正確に回答するためには、確認する時間を要します。<br>電話や窓口での質疑応答では、お待たせすることにもなり、また記録にも残らないため口頭では後々トラブルの原因にもなり得ます。<br>特に多かった皆さんの疑問は、メールを基に随時「Q&A」に掲載しますのでご協力をお願いします。   |